

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「首都圏の水がめ」、利根川及び荒川水系のダム貯水状況について

関東地方整備局 河川部
独立行政法人 水資源機構

関東地方整備局および水資源機構では、利根川水系で12のダム(利根川上流域に8ダム、鬼怒川上流域に4ダム)、荒川水系では4つのダムを管理しています。これらのダムの貯水状況に関する社会的関心が高まってきていることから、当面の間、ダムの貯水状況を気象予報(気象庁発表の1か月予報、3か月予報等)と合わせ、毎週金曜日にお知らせしています。《本文資料(PDF)別紙-1》

なお、日々のダムの貯水状況はインターネットにより、下記 URL からご確認いただけます。

★関東地方の上流ダム群等の貯水状況(関東地方整備局ホームページ)★

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000010.html>

7月1日より、利水のために貯留可能な容量が夏期制限容量に移行するため、貯水率の表記が変わっております。詳細は、利根川統合管理事務所ホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/tonedamu00393.html>)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [946 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000343.html

2. 宮ヶ瀬ダムの貯水状況について

～宮ヶ瀬ダム上流域の梅雨期雨量は管理開始以降2番目の少雨～

相模川水系広域ダム管理事務所

今年は、1月から7月24日の雨量が平年(10か年平均)の52.4パーセント程度で推移しており、特に梅雨期における宮ヶ瀬ダム上流域の雨量は、平成13年のダム管理開始以降2番目の少雨となりました。このため、宮ヶ瀬ダム貯水池の貯水量が低下しています。

1. 現在の状況

雨量：神奈川県の水がめである宮ヶ瀬ダム上流域における1月から7月24日までの雨量は721ミリメートルで、平年(10か年平均)雨量1,376ミリメートルと比べ、

52.4パーセントにとどまっています。特に6月からの梅雨期※の雨量は219ミリメートルで、平成13年のダム管理開始以降2番目の少雨となりました。

貯水率：7月24日現在、宮ヶ瀬ダム貯水池の貯水率は、60.4パーセントとなっています。

※梅雨期の気象庁発表の各年の梅雨時期を対象としている。

2. 今後の対応

引き続き、きめ細やかなダム運用を行ってまいります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [153 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000044.html

3. 利根川水系の19河川（国管理河川）について想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を水防法の規定に基づき指定・公表します

関東地方整備局 河川部
利根川上流河川事務所
利根川下流河川事務所
渡良瀬川河川事務所
江戸川河川事務所

利根川水系

- 利根川
 - 広瀬川、小山川、早川、思川、巴波川
- 渡良瀬川
 - 桐生川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川
- 江戸川
 - 利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川(放水路)
- 中川、綾瀬川

- 1 国土交通省では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携してハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

このたび、減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、利根川水系利根川、広瀬川、小山川、早川、思川、巴波川、渡良瀬川、桐生川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川、江戸川、利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川(放水路)、中川及び綾瀬川(国管理区間)が氾濫した場合に浸水が想定される区域、予想される水深及び浸水継続時間を示した「洪水浸水想定区域」を水防法第14条の第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表し、関係市町村へ通知します。

併せて、一定の条件下において家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴

う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域として、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表いたします。

また、一部の河川において、関係機関からのご意見等を踏まえ、7月4日に公表した図面を一部修正しております。 洪水浸水想定区域図一覧 本文資料(PDF)別紙 1

2 洪水浸水想定区域(想定最大規模)に含まれる自治体の数等 本文資料(PDF)別紙 2

3 公表資料の閲覧方法 本文資料(PDF)別紙 3

参考資料


[本文資料\(PDF\)](#)  [221 KB]


公表資料

[資料 1-5 洪水浸水想定区域図【利根川上下】](#)  [65 MB]

[資料 6-10 広瀬川洪水浸水想定区域図](#)  [42 MB]

[資料 11-15 小山川洪水浸水想定区域図](#)  [56 MB]


[資料 16-20 早川洪水浸水想定区域図](#)  [15 MB]

[資料 21-25 思川洪水浸水想定区域図](#)  [25 MB]

[資料 26-30 巴波川洪水浸水想定区域図](#)  [45 MB]

[資料 31-35 渡良瀬川洪水浸水想定区域図](#)  [35 MB]

[資料 36-40 桐生川洪水浸水想定区域図](#)  [31 MB]

[資料 41-45 旗川洪水浸水想定区域図](#)  [28 MB]


[資料 46-50 秋山川洪水浸水想定区域図](#)  [29 MB]


[資料 51-55 矢場川洪水浸水想定区域図](#)  [29 MB]

[資料 56-60 多々良川洪水浸水想定区域図](#)  [28 MB]


[資料 61-65 江戸川洪水浸水想定区域図](#)  [82 MB]

[資料 66-70 利根運河洪水浸水想定区域図](#)  [40 MB]

[資料 71-75 北千葉導水路洪水浸水想定区域図](#)  [10 MB]

[資料 76-80 坂川洪水浸水想定区域図](#)  [29 MB]

[資料 81-85 坂川\(放水路\)洪水浸水想定区域図](#)  [25 MB]

[資料 86-90 中川洪水浸水想定区域図](#)  [20 MB]

[資料 91-95 綾瀬川洪水浸水想定区域図](#)  [19 MB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000339.html

4. 平成 28 年度優良工事等局長表彰について

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、平成 28 年度に完成した工事、完了した業務の中で、特に優れた成績を収めた工事、業務、技術者等について、平成 28 年度優良工事等表彰式を下記により執り行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 日 時 平成 29 年 7 月 12 日(水)14 時 00 分から
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 2 階講堂
3. 表彰件数及び人数 本文資料(PDF)資料 1 参照

(1) 優良工事関係(対象工事件数 1,150 件)

優良工事 52 件(45 社※)※()は、重複受賞を除いた社数【特定 JV は JV としてカウント】
優秀工事技術者 46 名
安全管理優良受注者 90 社

(2) 優良業務関係(対象業務件数 1,611 件)

優良業務 48 件(36 社※)※()は、重複受賞を除いた社数【設計共同体は共同体としてカウント】
優秀技術者 48 名

(3) 工事成績優秀企業認定 16 社 本文資料(PDF)資料 2 参照

※1 上記(1)の優良工事、優秀工事技術者には ICT 活用工事 3 件・3 名を含みます。

※2 上記(1)、(2)の優良表彰工事、優良表彰業務の概要、表彰理由は、本文資料(PDF)参考資料 1～参考資料 2 を参照願います。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [4472 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000489.html

5. 地域建設業のための「建設業経営改善支援セミナー」について ～今年度より新たに関東地方整備局管内の各地において開催～

関東地方整備局 建 政 部

地域建設業は、社会資本の整備や維持・管理の担い手であるとともに、災害時の「地域の守り手」であり、「地方創生の担い手」としての役割を果たしていますが、その大半は、中小・中堅企業であり、厳しい環境のなかで、生産性向上や資金繰り等の様々な経営課題に直面しています。

一方、平成 29 年 6 月 30 日に取りまとめられた「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」では、地域建設業の持続性を確保していくため、「地域力の強化」に向けた取組が必要であることが提言されています。

関東地方整備局建政部では、そうした様々な課題や状況に直面している地域建設業の皆様にお役立ていただくことを目的として、今年度より、新たに、地元の市町村等と連携して、関東地方整備局管内の各地において、国土交通省の建設産業関連施策の現状に関する情報提供並びに中小企業診断士等による生産性向上などの講演等を内容とする「建設業経営改善支援セミナー」を開催することといたしました。

平成 29 年度は、7 月 31 日(金)の山梨県甲府市を皮切りに 5 カ所で開催いたします
(詳細については、本文資料(PDF)別添参照)。

また、市町村が主催する地域建設業者を対象とした講習会や市町村と地域の建設業
団体等が連携して実施する勉強会、研修会等への「出前講座」も積極的に実施するこ
とといたしますので、併せて、ご案内いたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [480 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan_00000047.html

6. 第 12 回技術講演会・出展技術発表会を開催します

関東地方整備局 企画部
関東技術事務所

建設技術者の方々を主な対象に、建設技術やその開発・活用の取り組みについて情
報を提供し、公共工事に係る技術者の知識習得及び技術の普及を図ることを目的とし
て、建設技術展示館第 13 期「第 12 回技術講演会・出展技術発表会」を開催します。

なお、今回は、第 13 期建設技術展示館最後の講演会・発表会になります。

日 時：平成 29 年 8 月 24 日(木) 13 時 00 分～17 時 00 分(受付 12 時 15 分～)
25 日(金) 13 時 00 分～17 時 00 分(受付 12 時 15 分～)

会 場：さいたま新都心合同庁舎 1 号館 2F 講堂
(埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1)

定 員：各 500 名(定員になり次第〆切ります)

内 容：技術講演会

【1 日目】

講演名：「舗装のメンテナンスに関する新たな取り組みについて」

講演者：国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部

道路基盤研究室長 久保和幸氏

【2 日目】

講演名：「社会インフラの維持管理～舞鶴高専の挑戦～」

講演者：舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科 教授 玉田和也氏

出展技術発表会

テーマ：舗装、道路維持修繕、道路付属物、排水工

発表者：14 者(17 技術) ※詳細は、本文資料(PDF)別添参照

聴講費：無 料

※本技術講演会・出展技術発表会は、(公社)土木学会 CPD プログラム、(一社)全国土木施工管理技士会連合会 CPDS プログラムの認定を受ける予定です。

【建設技術展示館ホームページ】

URL : http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index009.html

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [378 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000499.html

7. カスリーン台風から 70 年 公開講座／現地見学会を開催します

荒川上流河川事務所

70年前の9月15日、カスリーン台風による洪水で、熊谷市久下地先等において堤防が決壊し、濁流が押し寄せました。

国土交通省荒川上流河川事務所では、当時の状況や洪水が起きた場合の対応等について公開講座を行うとともに、決壊地点における現地見学会を開催します。また、降雨体験車による台風時の大雨体験も行います。

■日 時：平成 29 年 9 月 16 日(土)

・午前の部

【公開講座】10 時～(1 時間程度)

【現地見学会】11 時 20 分～(1 時間程度)

・午後の部

【公開講座】13 時 30 分～(1 時間程度)

【現地見学会】14 時 50 分～(1 時間程度)

■場 所：【公開講座】大里コミュニティセンター(熊谷市中曽根 640 番地 1)

【現地見学会】熊谷市久下地先(※マイクロバスでご案内致します)

■定 員：各回 20 名

■申 込：平成 29 年 8 月 21 日(月)まで

■内 容：カスリーン台風に関する公開講座、決壊地点現地見学会降雨体験車による台風時の大雨体験

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1049 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000205.html

8. 神奈川県庁ほかにて「道路の老朽化対策」に関するパネル展を実施します

神奈川県道路メンテナンス会議

現在、高度経済成長期に集中的に整備された道路橋などの施設の一部では急速な老朽化が進んでいます。

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、神奈川県道路メンテナンス会議では「道路メンテナンス総力戦」を掲げて安全な道路の管理を進めています。

今回、老朽化の現状と対策の取り組みについて広くお知らせするため、パネル展を実施します。

■ 展示予定

(1) 神奈川県庁新庁舎 2階入口付近

(神奈川県「道路ふれあい月間」広報スペース内に展示)

期 間：8月1日(火)～8月31日(木)

時 間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く)

(2) 横浜赤レンガ倉庫イベント広場

(「横浜防災フェア2017」イベントのブース内に展示)

期 間：8月26日(土)～8月27日(日)

時 間：午前10時30分～午後5時

現在、国土交通省で進めている老朽化対策の取り組み状況については、下記のホームページでもお知らせしています。

<関東地方整備局ホームページ>

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/kyouryoutaisaku/>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [302 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000408.html

9. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。
(現在、136名の技術者を紹介中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 権限代行による福岡県管理河川の土砂・流木の除去を国が緊急的に実施 ～改正河川法で新たに創設した制度の適用第1号～

九州北部における豪雨により、福岡県管理区間の筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川（いずれも朝倉市）では、大量の土砂や流木が流出しており、福岡県知事からの要請を受け、国が権限代行により緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。

この権限代行制度は、先の国会で成立した改正河川法に基づき新たに創設したものであり、今回初めて新制度を適用します。


九州北部における豪雨では、筑後川右岸側を中心に甚大な被害が発生しました。特に、赤谷川、大山川、乙石川の流域では、上流で山腹崩壊が多数発生したことに伴い、大量の土砂や流木により河道が埋塞し、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況となっています。このため、緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事からの要請を受け、改正河川法に基づく新たに創設した権限代行制度により、国が緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。


- 河川の名称 筑後川水系赤谷川、大山川、乙石川
- 区 間 赤谷川 筑後川との合流点から朝倉市杷木赤谷地先まで
大山川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木大山地先まで
乙石川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで
- 工事の内容 河道内の堆積土砂及び流木の除去
- 工事開始の日 平成29年7月18日（火）

（参考）河川法の改正を含む水防法等の一部を改正する法律の概要

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[参考資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000031.html

2. 「橋・高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)の改定について

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえて改定を行ってきているところですが、今般、制定以来の大幅な改定を行いました。

<改定のポイント>

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
- 橋が良好な状態を維持する期間(設計供用期間)として、100年を標準とすることを規定し、その間適切な維持管理を行うことを規定

1. 概要

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、高速道路、国道の橋梁の設計に用いる基準であり、その他の道路橋の設計においても一般的に用いられています。

今回の改定により、安全性の向上、国際競争力の向上、技術開発・新技術導入の促進、ライフサイクルコストの縮減が図られるとともに、適切な維持管理による橋の長寿命化が期待されます。

2. スケジュール


平成30年1月1日以降、新たに着手する設計に適用します。

3. その他

基準の内容は、国土交通省道路局ホームページで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/road/sign/ki_jyun/bunya04.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000862.html

3. スマートインターチェンジの新規事業化、準備段階調査の箇所を決定

～高速道路の有効利用や地域経済の活性化に向けて～

国土交通省は、産業振興や物流の効率化等の効果が期待されるスマートインターチェンジについて、9箇所を新規事業化しました。また、新たに9箇所を準備段階調査を実施します。

○スマートインターチェンジの整備により期待される効果

- ・ 周辺の産業拠点から高速道路へのアクセス向上による、産業振興・物流の効率化等
- ・ 隣接するインターチェンジや一般道路へ集中する交通の分散による、周辺道路の交通状況の改善等

○準備段階調査について

スマートインターチェンジの準備段階（地方での計画検討・調整段階）において、国として必要性が確認できる箇所等について、国が調査を実施する「準備段階調査」を実施します。

これにより、スマートインターチェンジの地方での計画的かつ効率的な準備・検討の推進が図られることが期待されます。

別添[1]：スマートインターチェンジ新規事業化箇所一覧表

別添[2]：スマートインターチェンジ新規事業化箇所図

別添[3]：スマートインターチェンジ準備段階調査箇所一覧表

別添[4]：スマートインターチェンジ準備段階調査箇所図

別添[5]：スマートインターチェンジの検討・整備について

別添[6]：スマートインターチェンジ新規事業化箇所の整備効果

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000864.html

4. 「総合物流施策大綱（2017～2020年度）」を閣議決定

政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図る、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」が閣議決定されましたので公表いたします。

1. 概要

新たな大綱の概要は以下のとおりです。

1). 今後の物流施策の方向性と取組

これからの物流に対する新しいニーズに応え、我が国の経済成長と国民生活を持続的に支える「強い物流」を実現していくために、以下の6つの視点からの取組を推進する。

- [1] サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革（＝繋がる）～競争から共創へ～
- [2] 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現（＝見える）
- [3] ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現（＝支える）～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～
- [4] 災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築（＝備える）
- [5] 新技術（IoT、BD、AI等）の活用による“物流革命”（＝革命的に変化する）
- [6] 人材の確保・育成、物流への理解を深めるための国民への啓発活動等（＝育てる）


2). 今後の推進体制

計画期間は2020年度までとし、本大綱で示された方向性に基づいて具体的な施策を政府が一体となって計画的に実施するため、総合物流施策推進プログラムを策定し、PDCA方式により進捗管理を行う。

2. 閣議決定日

平成29年7月28日（金）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[本文](#)（PDF形式）

[概要](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000337.html

5. 「平成 29 年度先駆的空き家対策モデル事業」の採択団体（27 団体）の決定について ～官民連携による先駆的な空き家対策の取組を支援～

国土交通省は、地方公共団体と民間事業者等が連携して先駆的な空き家対策の取組を支援する「先駆的空き家対策モデル事業」において、発生を防止する取組、所有者不明空き家への対応に関する取組、流通や利活用を促進する取組、情報共有の体制整備に関する取組等、計 27 の団体の応募事業を採択しました。

<事業概要>

本事業は、空き家対策に関し、民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が連携して、関連法令・事例等の整理、取組みスキームや運用方針等の作成を行い、これを実際の空き家に適用しうる先駆的な取組について、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです。


また、事業の成果は公表し、全国の市区町村等への展開を図ります。

- 応募期間 平成 29 年 5 月 24 日～平成 29 年 6 月 26 日
- 応募実績 応募団体 55 団体、採択団体 27 団体（詳細は別紙参照）

（参考）平成 28 年度の事業成果は、以下の URL にて公開しています。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000045.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[別紙](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000113.html

6. 「平成 29 年度特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定

港湾整備促進法に基づく、「平成 29 年度特定港湾施設整備事業基本計画」について、閣議決定されましたので公表いたします。

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業（※）に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされています。

国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあつ旋を行います。

（※）特定港湾施設整備事業とは

特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する、以下の二つの事業で構成されます。

[1] 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設とともに、港湾の機能を効率的に発揮されるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

[2] 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、都市機能等の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの港湾関連用地等及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するもの。

添付資料

[平成 29 年度 特定港湾施設整備事業基本計画](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000175.html

◆◆地域の動き◆◆

東京2020大会に向けた交通安全施設事業の取り組みについて

東京都建設局道路管理部 安全施設課

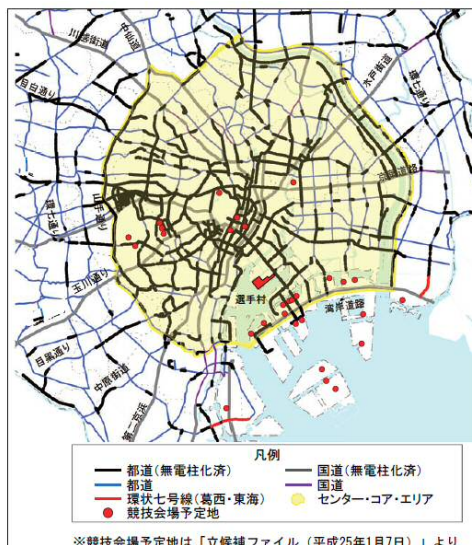
概要

先般開催されたリオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会では、世界の多くの人々をスポーツの感動と平和の喜びが包み込み、次の開催都市である東京へ世界中の注目が集まっています。東京2020大会を、史上最高の大会として成功裏に終えるためには、万端にわたり準備を怠りなく進めていかなければなりません。東京を訪れる人を万全な体制で迎えるため、東京都で取り組んでいる交通安全施設事業について紹介します。

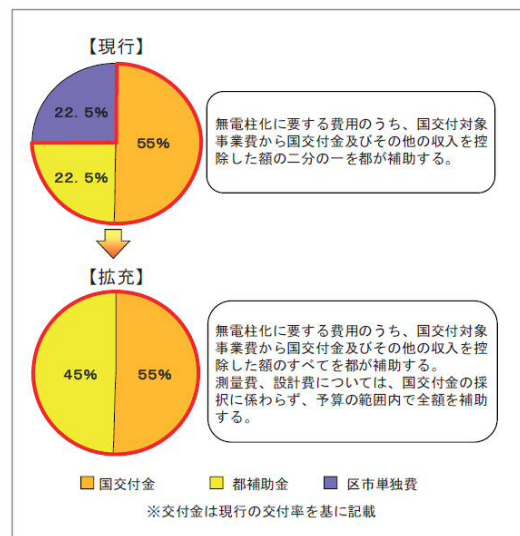
無電柱化事業

都は、平成26年12月に策定した「東京都無電柱化推進計画」に基づき、東京2020大会開催に向けて、我が国の政治、経済、文化の中心的な役割を担い、大会の競技会場予定地や観光施設が数多く点在しているセンター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道については、平成31年度までに無電柱化を完了させるよう取り組んでいます。また、区市町村道と連携した面的な無電柱化の促進のため、平成20年度から区市町村へ事業費を補助する財政支援を行っていますが、競技会場予定地周辺等の区市道においては、無電柱化を一層促進するため、地元区市と合意した区間においては都補助金の補助率の割合を現行よりも引き上げて、平成31年度までに無電柱化を完了させるよう取り組んでいます。

平成29年第二回定例会においては、都道府県初となる無電柱化推進条例が全会一致で可決、成立しました。本条例は、無電柱化の更なる推進に向け、区市町村との連携や都道への電柱新設の禁止、コスト縮減に向けた技術開発の推進等を定めております。今後は、条例に基づき、新たな無電柱化計画を策定するとともに、電柱新設の禁止やコスト縮減に向けた技術開発、事業PRの充実等に取り組み、都民の理解と共感を得ながら、東京の無電柱化を強力に進めていきます。



東京2020大会までに無電柱化を行うエリア



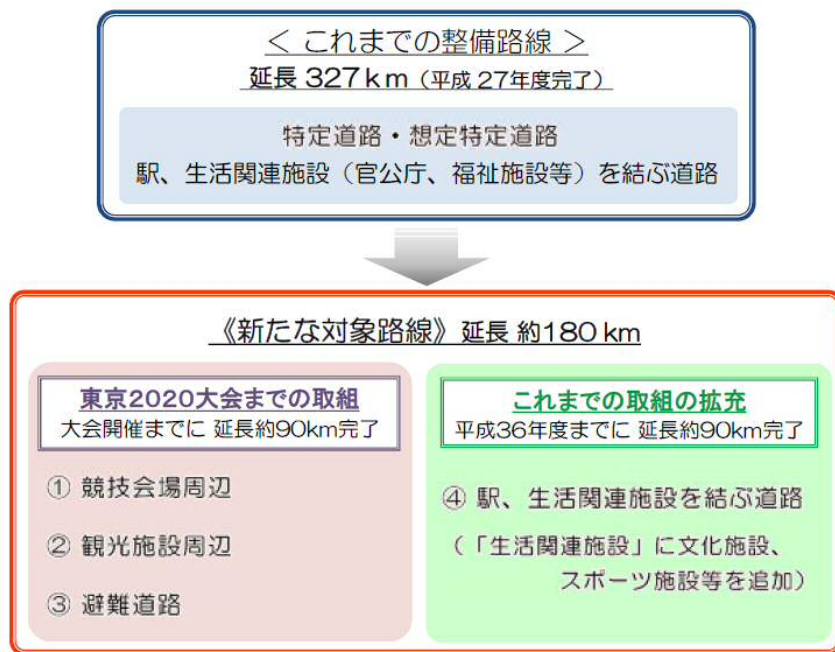
競技大会周辺等の区市道に対する補助制度

道路のバリアフリー化

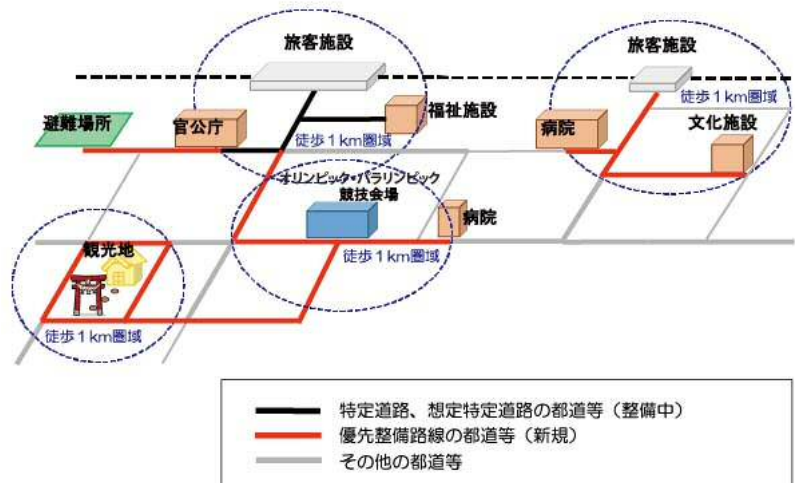
高齢者や障害者等、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するために、都道の新設・拡幅・改修にあわせて道路のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、多くの人が訪れることが予想される東京2020大会会場や観光施設周辺等の都道において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を重点的に進めていきます。

さらに、高齢者や障害者などを含む多くの人が、日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道のバリアフリー化も引き続き進めていきます。



イメージ図



自転車走行空間の整備

歩行者と自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、平成24年10月に策定した「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、車道を活用した自転車レーンなど、東京の道路事情に応じた整備手法により自転車走行空間の整備を進めています。

また、国道・都道・区市道等の区別なく、自転車が走行しやすい空間を連続させ、より安全に回遊できるよう、ネットワーク化した自転車推奨ルートを設定し、国や区市等と整備しています。東京2020大会の開催時に、外国からの来訪者も含めて誰もが、大会の雰囲気や観光地のにぎわいを自転車で楽しめるよう、今後も取組を進めていきます。

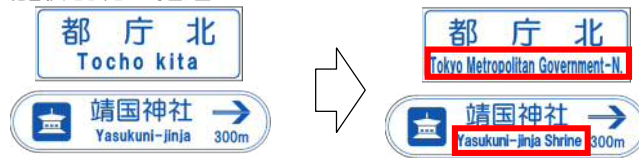


道路標識の整備

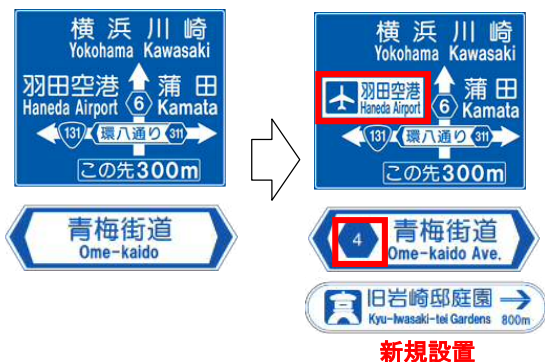
すべての人が安全で円滑に移動できるよう、わかりやすい道路標識の整備に取り組んでいます。

平成28年1月には「東京みちしるべ2020」を策定し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、外国人にもわかりやすい道路標識になるよう、英語併記化やピクトグラム・路線番号の活用などの取組を進めています。

○全都道における英語併記化の推進



○東京2020大会会場周辺・観光地・交通結節点などでは、表示情報や施設案内の充実を推進



○車線数が4車線以上の道路や、多摩地域の主要地方道などでは、通称名表示の充実や視認性の向上を推進

